

# 倫理委員会議事次第

(第 67 回 2021 年 4 月 30 日 (金) 10:00~12:00)

## I 開会

## II 議題

### 協議事項

#### 1. 論点整理に対するコメント対応について

【資料No.1-1~No.1-3】

#### 2. 倫理規則の改正について (再構成対応)

- ・ 全体スケジュール
- ・ 新たに倫理規則に導入される主な項目 (非保証業務及び報酬を除く)

【資料No.2-1~No.2-5】

### 報告事項

#### 1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No. 3】

#### 2. 倫理委員会有識者懇談会について

【資料No. 4】

## III 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
(公表物) 倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理	1-1
(公表物) 本論点の整理に対する質問事項	1-2
論点の整理に対するコメント対応表	1-3
倫理規則の改正スケジュール	2-1
勧誘に関する規定の改正概要	2-2
職業会計士のマインドセットに関する規定の改正概要	2-3
5列表 (勧誘、マインドセット、Part4B)	2-4
倫理規則改正案	2-5
会員からの職業倫理相談状況	3
倫理委員会有識者懇談会設置趣旨	4

## 勧誘に関する改正概要

### 1. PAIB 及び PAPP による勧誘の申出及び受入れに関する規定の強化（セクション 250 及び 340）

- ・ 何が「勧誘」に該当するか、についてのガイダンスの明瞭化（例示の追加など）  
「勧誘」という用語を中立的な用語として定義した（不適切な影響を及ぼす意図がないものも包含する。）。また、同僚間の軽微な接待から、法令違反となる行為まで、広範囲なものとした。
- ・ 贈収賄等に関連する法規制を遵守する責任の強調  
会員は、贈収賄及び汚職に関連した該当法令を理解し、遵守することが求められる。違法行為に該当する勧誘は、本セクションの対象外である（違法行為への対応に関する規定に従う。）。
- ・ 不適切な意図をもって影響力を行使しようとする勧誘の禁止  
違法行為に該当しない勧誘について、職業会計士は、意図に関するテスト（不適切な意図の有無の判断）を行わなければならない。意図のテストに当たっては、事情に精通し合理的な判断を行うことができる第三者の視点をもって、職業的専門家としての判断を行使することが求められる。不適切な意図をもった勧誘は、一切禁止される。
- ・ 不適切な意図の有無を判断する際の考慮要因  
以下が例示されている（250.9 A3、340.9 A3）。

- (1) 勧誘の性質、頻度、価値及び累積的な影響
- (2) 影響を受ける可能性のある行動又は判断との関連における勧誘の申出があった時期
- (3) 勧誘がその状況において慣習又は文化的慣行であるかどうか（例えば、宗教上の休日又は結婚式における贈答の申出など）
- (4) 勧誘が専門業務の従属的な部分であるかどうか。（例えば、業務上のミーティングに関連した昼食の提供の申出又は受入れなど）
- (5) 勧誘の申出が受け手個人に限定されているか、それともより幅広いグループの利用に供されるものであるか。（グループは、所属する組織の内部又は外部のグループ（他の顧客又は販売業者など）である可能性がある。）
- (6) 勧誘の申出を行う又は申出を受ける個人の役割及び職位
- (7) 会員が、勧誘を受け入れることが他方当事者の所属する組織の方針及び手続に違反することを知っているかどうか、又は違反すると判断した根拠を有しているかどうか
- (8) 勧誘の申出に関する透明性の程度

(9) 勧誘が受け手から要求又は要請されたかどうか

(10) 勧誘を申し出た者の以前の行動又は評判

- ・ 不適切な意図のない勧誘に対するアプローチ  
不適切な意図のない勧誘（少額で重要性がない勧誘を除く。）については、概念的枠組みアプローチ（阻害要因の識別・評価・セーフガードの適用）により対処する。
- ・ 家族及び近親者に係る勧誘  
会員は、家族又は近親者に係る勧誘についても、注意を払うことが求められる。不適切な意図のある家族又は近親者が勧誘の申出を受けたり、又は勧誘を行っていたことに気付いた場合、当該勧誘を申し出たり受け入れたりしないよう助言しなければならない。
- ・ PAIB と PAPP の規定の整合性  
PAIB と PAPP の規定の整合を図るため、PAPP に対する規定も改訂している。なお、PAPP の規定には、贈答・接待に関する独立性規定への参照が含まれる。

## 2. 贈答・接待に関連する独立性に関する規定への適合修正（セクション 420 及び 906）

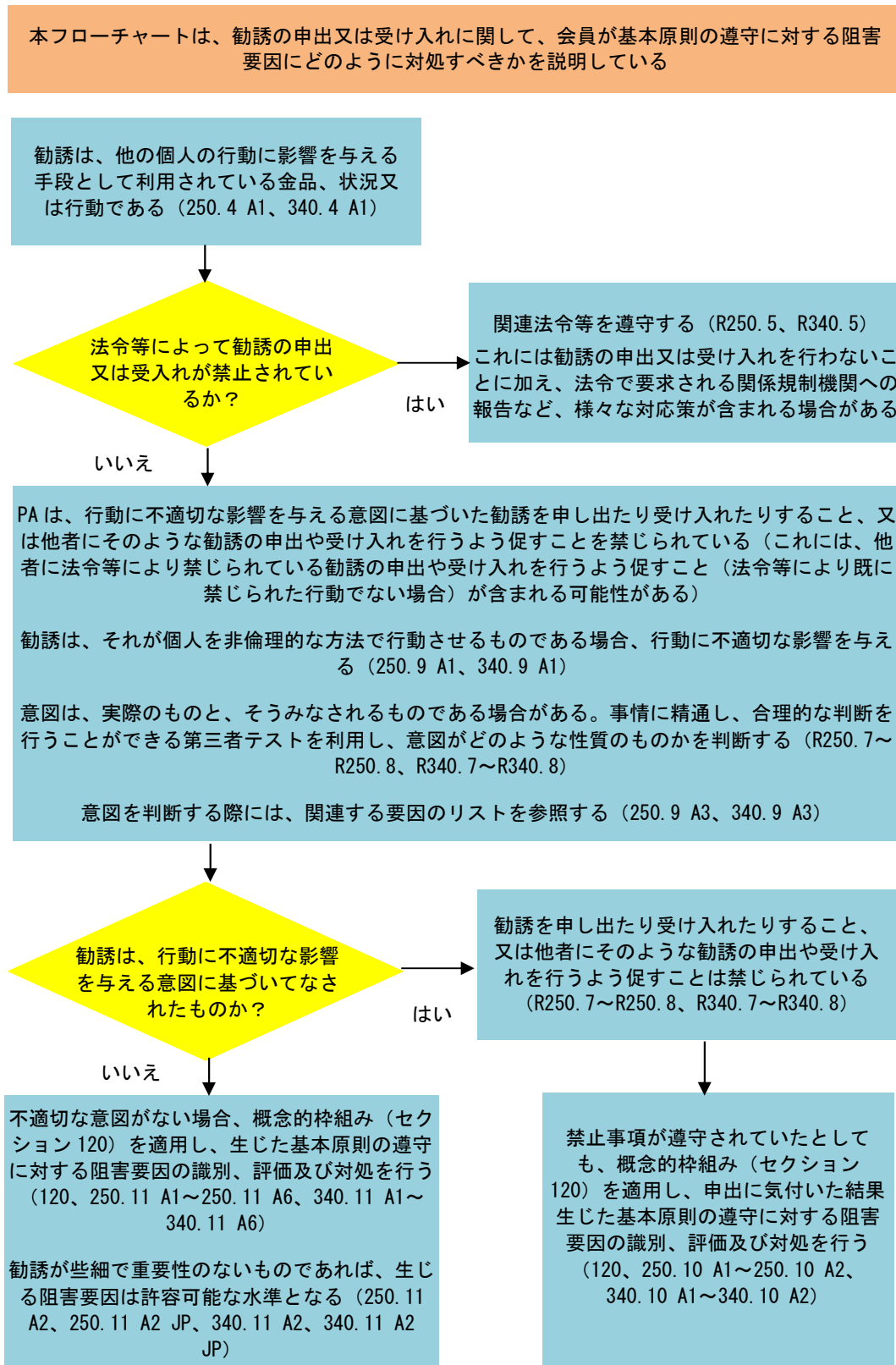
- ・ 監査人・保証業務実施者は、社会通念上許容される範囲である場合を除き、依頼人から贈答・接待を受けてはならない。
- ・ 社会通念上許容される範囲の贈答・接待であったとしても、不適切な意図がある場合には禁止される。

## 3. 日本独自の規定

- ・ 「社会通念上許容される範囲」の規定は日本独自の規定であり、再構成版の倫理規則等にも引き継ぐ。

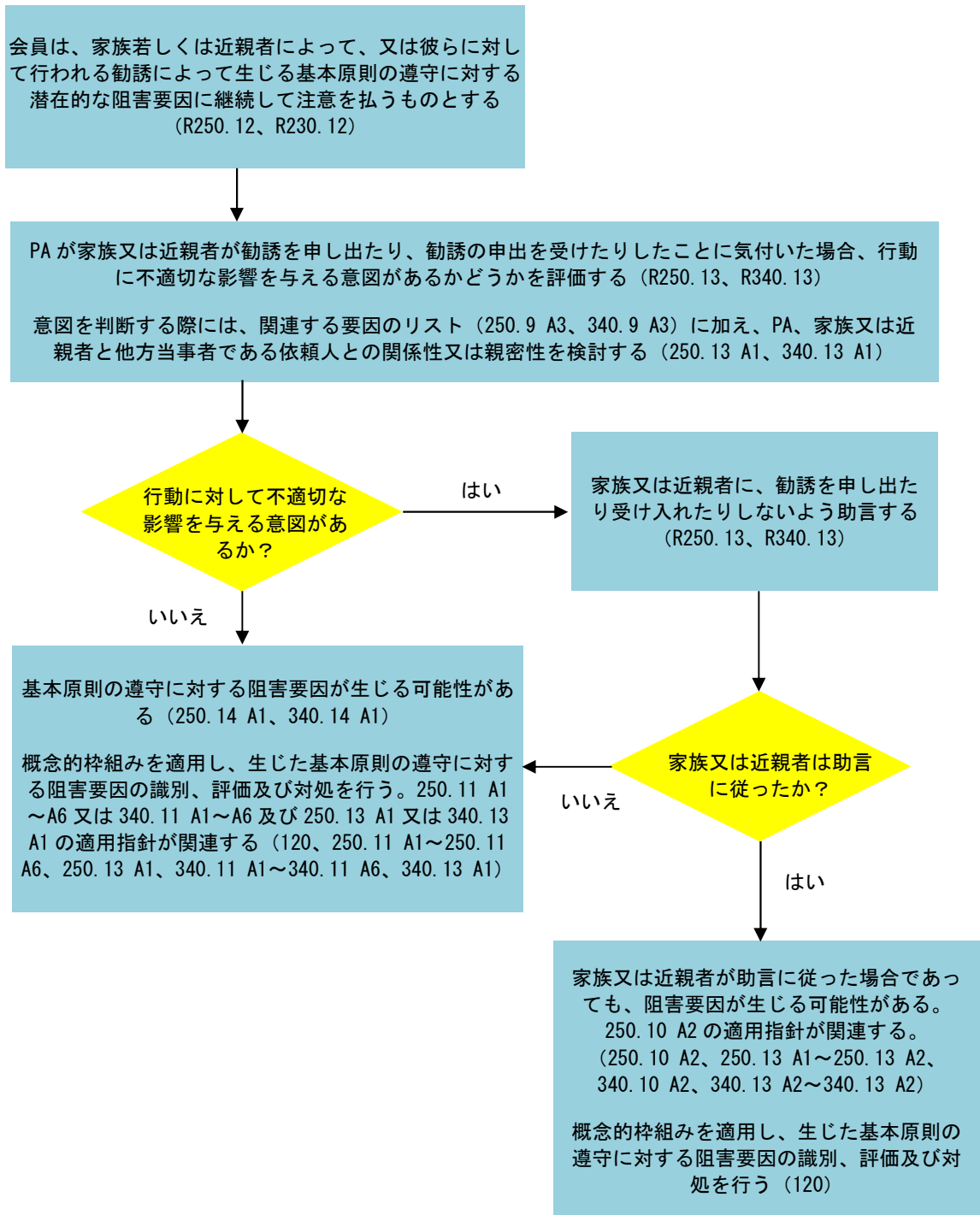
## 勧誘等に関するフローチャート

### ① 会員による、又は会員に対する勧誘



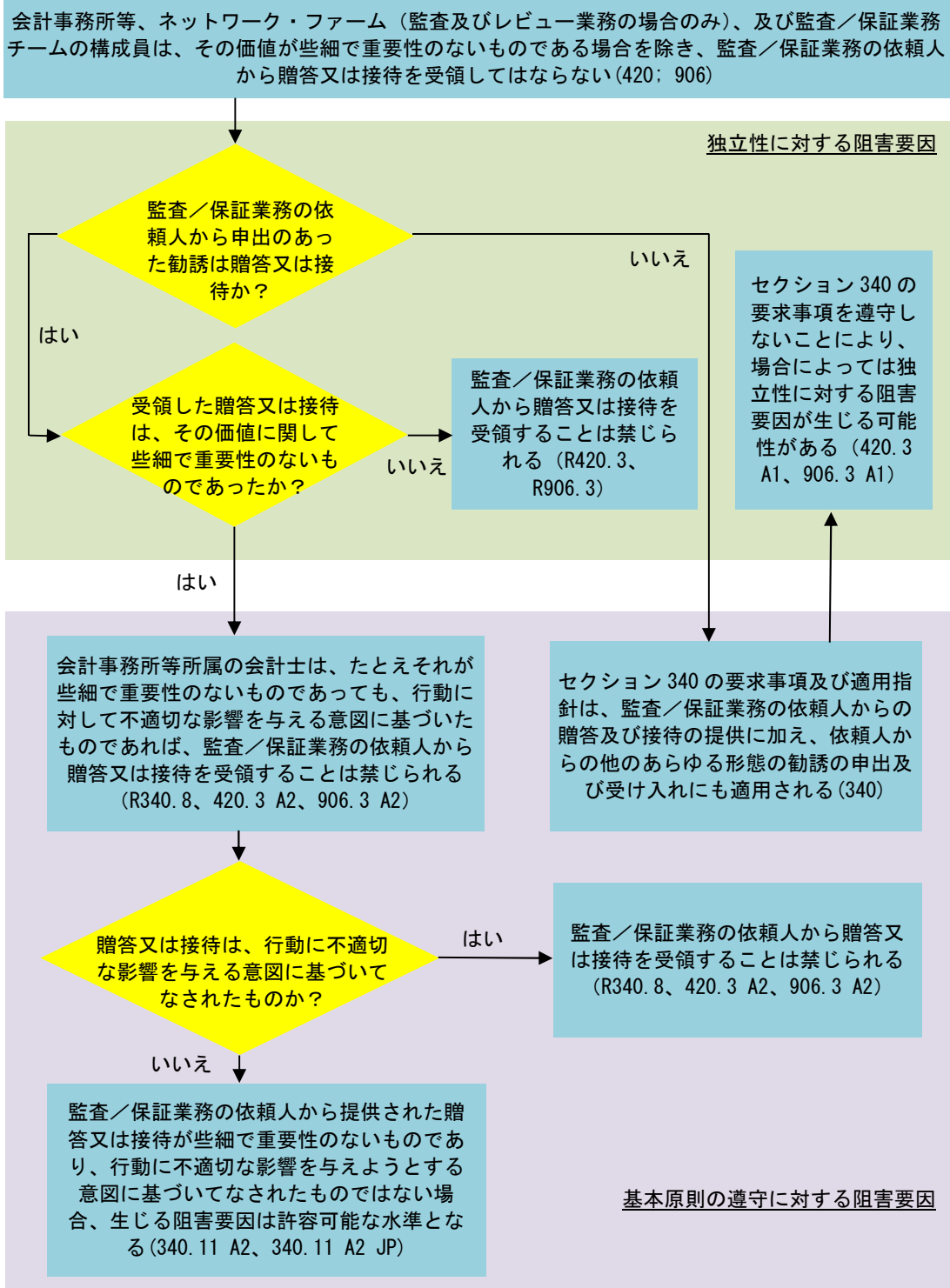
## ② 家族若しくは近親者による、又は家族若しくは近親者に対する勧誘

本フローチャートは、その家族若しくは近親者による勧誘の申出又は受入れに関して、会員が基本原則の遵守に対する阻害要因にどのように対処すべきかを説明している



③ 監査又は保証業務の依頼人によって提供される贈答及び接待

本フローチャートは、会計事務所等、ネットワーク・ファーム（監査及びレビュー業務の場合のみ）、及び監査若しくは保証業務チームの構成員が、監査又は保証業務の依頼人によって提供される贈答及び接待によって生じる、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因にどのように対処すべきかを説明している



以上

## 会員に期待される役割及びマインドセットの改正概要

### 1. 社会における会員の役割と行動

- ・ 技量及び価値観の発揮により会員が社会で果たす幅広い役割を強調する適用指針を追加 (100.2)
- ・ 基本原則の遵守及び概念的枠組みアプローチの適用が倫理規程遵守の要であり、会員が公共の利益に沿った行動をする上で重要な役割を担っていることを強調する適用指針を追加 (100.6 A1)
- ・ 倫理規程を遵守することには、倫理規程の目的と意図を考慮することが含まれる点を明確化 (100.6 A2)

### 2. 基本原則

#### ① 公正性の原則

- ・ テクノロジーによって会員の公正性が損なわれるリスクを強調する適用指針を追加 (110.1 A1(b))

#### ② 職業的専門家としての行動の原則

- ・ 職業的専門家が公共の利益に沿って積極的に行動することの重要性を強調する要求事項等を追加 (110.1 A1(e)、R115.1)

#### ③ 誠実性の原則

- ・ 誠実性には、ジレンマ又は困難な状況に直面した際に適切に行動する強い意志が含まれる旨を追加 (111.1 A1)

#### ④ 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則

- ・ 職業的専門家としての能力を維持する上で、テクノロジー関連の動向に対する認識と理解を維持すべき旨を追加 (113.1 A2)

### 3. 求知心 (Inquiring Mind)

- ・ 会員は、概念的枠組みを適用する際に、「求知心 (inquiring mind)」を持つべきであるという新たな要素を追加 (R120.5(a))
- ・ 「求知心を持つ」とは、適用指針で次のとおり説明されている。(120.5 A1)
  - (a) 実施する専門業務の性質、範囲及びアウトプットを考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討する。
  - (b) 更なる調査又はその他の行動の必要性に積極的に目を向け、注意を払う。

### 4. バイアス

- ・ バイアスが、阻害要因の識別、評価、対処における職業的専門家としての判断の行



- 使に影響を及ぼす旨の適用指針を追加（120.12 A1）
- 一般的なバイアス例のリストを追加（120.12 A2）

## 5. 組織文化

- 概念的枠組みの効果的な適用における前向きな組織文化の重要性を強調する適用指針を追加（120.13 A1）
- 組織とそのリーダーが社内及び第三者とのやりとりにおいて倫理的な行動を示すことで、組織文化の効果が最も高まることを強調する適用指針を追加（120.13 A2）

以 上

## 会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年4月23日: 計4件

### 【相談カテゴリー内訳】

同時提供(2件)

その他 (2件)

---

合 計 4件

作業部会 審議日	件 数	No.	相談事項
4月23日	4 件	1	同一人物が代表社員を務める2法人間での金銭的やり取りの可否
		2	監査業務の依頼人が提供する人事評価システムの利用の可否
		3	同一人物が所属する場合の監査業務及び税務業務の同時提供について
		4	同一の依頼人をもつ監査法人及び税理士法人への兼務について